

短期入居可能な民間賃貸物件のホームページ掲載に係る取扱要領

1 目的

美作市での暮らしの体験等に用いることのできる賃貸物件の情報提供を行うことで、移住希望者の便宜を図り、もって定住の増加に資することを目的として、短期入居が可能な民間の賃貸物件の一覧をホームページに掲載することとし、その基準等について定める。

2 掲載基準

市は、原則として、次のいずれにも該当する物件であって、掲載を適当と認めるものに限り、ホームページへの掲載を行うものとする。

- (1) 美作市内に所在する、居住を目的とする賃貸物件であること。
- (2) 1 か月未満の単位で入居が可能であること。
- (3) 直ちに入居できる状態であること（入居者がいないこと、入居者に当たり補修等が不要であること等）。

3 掲載事項

市は、少なくとも次に掲げる事項をホームページに掲載するものとする。

- (1) 物件の所在する地域及び大字の名称
- (2) 物件の間取り
- (3) 賃料
- (4) 物件の詳細を表示するためのリンク
- (5) 物件に関する問い合わせ先

4 掲載申出及び承認

ホームページへの物件の掲載を希望する者は、別に定める掲載承認申出書を市に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、当該承認を受けた者は、自ら賃貸借をする権限を有する物件に限り、掲載の依頼を行うことができる（他者の物件について代理して掲載を受けることはできない）。

5 掲載手続

4 の承認を受けた者が物件の掲載を希望する場合は、別に定める掲載様式又はこれと同等の情報が掲載された Web サイトの URL を市に提出し、掲載を依頼するものとする。

市は、上記依頼があった場合は、その内容を確認し、掲載基準を満たすと判断

されるときは、速やかにホームページへの掲載を行うものとする。

なお、掲載されている物件の情報を変更する場合も、同様の手続による。

6 その他

- ・ 5 の手続により依頼を行い、現に物件の掲載を受けている者は、掲載されている情報に変更が生じた場合、又は当該物件が 2 の基準を満たさなくなった場合は、遅滞なくその旨を市に申し出なければならない
- ・ 市は、この要領に基づきホームページに物件の掲載を行い、又は行わなかったことによる不利益等に基づく一切の責任を負わない

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 3 日から施行する。